

箕面市障害者市民施策推進協議会結果報告書

会議名：令和5年度箕面市障害者市民施策推進協議会
第3回障害者計画及び障害福祉計画部会

日時：令和5年（2023年）10月31日（火）午後3時～5時

場所：総合保健福祉センター 大会議室

出席者：構成員等7名、事務局5名

傍聴者：なし

協議内容：下記のとおり

1. 冒頭

- ◆部会長挨拶。
- ◆配布資料及び案件と時間配分を確認。

2. 各案件

【案件1】第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）及び 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画の策定について

- ◆資料1-1から1-4に基づき事務局より説明。
- ◆以下のとおり質問、意見があった。

- ・ かなり意見を取り入れていただき、また非常にわかりやすくなった。
- ・ 資料1-2の15ページで、障害者市民施策推進協議会（以下「障推協」）の部会を障害者差別解消支援地域協議会に位置づけるとある。これまで障推協から委員を選んでしたが、幅広いところから委員を募集するという事か。

（事務局）

差別解消法ができて差別解消支援地域協議会を設置することとなり、本市では障推協の部会をそれに位置づけた。この間、差別解消法部会の中でも、事業者に意見を聞いたかどうかという意見がでていた。次の4月に法改正もあるので、部会で意見交換しながら検討していく。

- ・ 障推協のメンバーだけでは狭いと感じる。他市では商工関係や医師会などから構成されているところもある。
- ・ 資料1-2の16ページ、中核機関の設置に向けた検討とはどういうことか。
- ・ 成年後見制度はなかなか使いづらく、専門の相談先がない状態。支援者としても専門家に相談したいと思うし、地域として良い方法を確立することが必要と考えるが、現状はケース1件ごとに対応している状況。国としては地域連携のネットワークを作っていってほしいという方針である。
- ・ 権利擁護については、自立支援協議会の権利擁護部会があると思うが。

（事務局）

権利擁護部会でも意見交換等を行うものとする。

- 資料 1-3 の成果目標の工賃について。実際、工賃を上げるためにどのような施策があるのか。

(事務局)

障害者優先調達法に基づき、積極的に市から事業所への発注をしている。また、市の公共施設の管理業務委託を部分的に切り出したりしている。一つの事業所だけでは受けられない業務を障害者事業団に受けてもらい、複数の事業所に作業をシェアしてもらっている。

- 底上げが必要。事業所の自助努力、生産力に開きがあると感じる。事業所では受注が難しいものもある。

(事務局)

事業所によって得意分野があり、一斉に底上げするのはなかなか難しい。

- 就労継続支援 B 型では、利用者にピアサポーターをしてもらって加算を得るか、工賃を上げていくかの 2 種類の報酬体系があるが、市内事業所にピアサポーターによる報酬体系の事業所はあるか。

(事務局)

あると聞いたことはないが指定の有無を広域福祉課に確認する。

- 移動支援について、第 7 期の見込量は増えているが、平成 30 年度は実績がもっと多かった。一人当たり年間 6 時間しか増えないのか。もっと伸びるのではないのか。予算の上限で押さえたりしていないか。

(事務局)

一人あたり 40 時間という支給決定基準があるので、伸び続けるとは見込んでいない。上限で押さえられているのではなく、利用者の伸びなどを見て算出している。支給決定は受けているが、ヘルパーが見つからないので実績としては伸びないとも聞いている。まだコロナの影響も若干残っているので徐々に増えてくると見込んでいる。ニーズは高いので、ヘルパー確保も課題だと考えている。

- 延長もなかなか認められないと聞く。

(事務局)

基本的には標準時間に基づき、あとは個々の事情にあわせて決定している。

今後も増加傾向にあるという前提で見込んでいる。

- 資料 1-4 の放課後等デイサービス（以下「放課後デイ」）が 2 年間で 100 人くらい伸びている。支援学級在籍児も増えている中、この子たちが卒業したら通所事業所も利用することになる。そのあたりを見込んでいるのか。

(事務局)

放課後デイ利用者すべてが卒業後にサービスを利用する訳ではなく、支援学校に進学するかたにサービス利用者が多い傾向にある。支援学校卒業生や、大学進学、就職してから困り感をかかえて就 B につながるケースも増えてい

るが、そういうかたが幼少期にサービスを受けていたとも限らない。最近では精神の新規のかたが多い。

放課後デイは小学生がピークで、中学生になったら習い事やクラブで利用が減る。放課後デイは手帳か医師の診断書及び意見書で受給者証を発行しているので、手帳を持っているかたばかりではない。その先は高校に進学するなど、大人のサービスに直結しないかたも多い。

- ・ 資料 1-3 の 11 ページの成果目標について説明してほしい。

(事務局)

現在、市内で重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所は 5 カ所ある(資料は 2 箇所となっているので訂正)。他市事業所も使えるので、行き先がない人はいないが、お風呂や遊びに特化した事業所など、量というより、サービス内容によってはニーズが満たされていないところもあると考えている。

- ・ 今は放課後デイがすごく充実している。学校が終わったら放課後デイに行き、お風呂に入って帰る。長期休みも預かってくれる。これが卒業すると途端に困る。年末年始や長期休みの行き場がない。身体が成長するので持てあます。ヘルパーを使うが、標準時間もあって困っている。数字上で見えないところで親御さんは困っている。

(事務局)

障害者のサービスに移行することで、通所先が見てくれない部分が出てくる。移動支援だけでなく、日中一時支援の事業所も市内にない。いろんな方法を検討しないといけない。生活介護終了後の時間帯のニーズがあることは課題認識として記載している。

- ・ 就学中は充実している分、卒業後困るという実態を理解してほしい。

(事務局)

卒業後の実態については承知した。前回の部会において、資料 1-3 の表 7 一般就労への移行割合目標値について、現状雇用支援センターしかないので、10 割でよいのではという意見があった。現状はそのとおりだが、令和 8 年度までに市内に設立される可能性もあるため、府が目標として示している 6 割としている。表 9 も同じ。

- ・ 資料 1-4 の 24 ページに、令和 7 年 4 月に設置予定の児童発達支援センターで障害児相談支援を実施するとあるが、基幹相談支援センターのような、サービス以外の色々な相談もできるのか。

(事務局)

現状は子どもすこやか室分室に心理士がいて、あらゆる相談を受けており、そこは今後も維持する。センターを設置しなければならないというのは国府の方針によるもの。指定要件として、保育所等訪問や相談支援の実施がある。内部運用、棲み分けは今後の検討課題である。

- ・ 切れ目のない相談支援が必要。17 歳の精神疾患のかたの相談を受けているが、

今は受けられるのは1事業所だけ。子どもという枠で受けてくれるところがないように思う。あいあい園は発達系の相談がメインのように思う。

(事務局)

児童発達支援センターの役割は、最初の支援、就学前児童を重点的に考えている。

障害児、障害者、委託相談でどう切り分けるか。自立支援協議会の場で、委託相談のあるべき姿など検討していく。エリア制がいいのか、障害種別による専門的な助言が受けられるのかがいいのか。基幹相談支援センターに相談してもらった上で、サービスなのか、医療なのか、地域生活なのか考えていく。今回の成果目標においても、自立支援協議会の中で事例検討していくこととなっている。

- ・ 医療的ケア児等コーディネーターについて、数値目標はあるが、内容も具体的に、どういう使い方ができるかなど明記してほしい。

(事務局)

国指針に基づき、協議の場とコーディネーターの配置まで整えたところ。連携体制や具体的な運営は今後の取り組みとなる。コーディネーターには専門性を発揮して研修講師をしてもらったりなどしてきた。

(事務局)

活動指標の表について、現行は障害種別単位となっているが、サービス単位にすることを考えている。追って部会員のかたにサンプルをお送りするので、ご意見いただきたい。

- ・ 資料1-4の30ページの自立支援協議会について。役割を一定示してもらったが、結果や課題がどう施策に反映されるのかがわからない。議論している内容があれば記載してほしい。政策提言をどうしたらよいか。個別ケースから抽出された課題がサービスの開発につながっていく。

(事務局)

相談支援部会のことしか把握していないが、今は事務局が提示した議題にご意見をいただいている。政策提言については、障推協でも自立支援協議会でも意見を出すことができる。

- ・ 運営会議から上に提言をあげるとなると、庁内の部署になるのか。

(事務局)

そのとおり。例えば成年後見の課題であれば地域包括ケア室。計画のことなら障害福祉室が窓口になって、各担当課室に共有していく。自立支援協議会の上位の会議体があって進言していく、というものではない。

- ・ 運営会議はどんなことを議論しているのか。

(事務局)

委託相談の3事業所、事務局、子どもすこやか室分室、人権施策室が参加している。各部会の代表者が出ており、各部会の予定や報告事項などを共有し

- ている。各部会の提言について何かしら判断するような場ではない。
- ・ パブコメについて、資料設置している窓口に意見を提出できるとのことだが、窓口にはその案内がなかった。たくさんの意見を集めるなら、回収箱を置くなどわかりやすいようにしてほしい。

【案件2】 その他
特になし。

以上